

令和2年5月29日

地域活動支援センター 代表者 様

芦屋市福祉部障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業に関する特例の適用期間延長について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言が全国的に解除されたことに伴い、7月31日までの約2か月間を移行期間として、段階的に本格的な社会経済活動を再開させていく政府の基本的対処方針が示されました。

つきましては、令和2年4月23日に通知しました令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業における補助金算定の特例についても、下記1のとおり、適用期間を延長します。なお、内容等は令和2年4月23日の通知のとおりです。

今後も第2波に備えて、下記2のとおり、引き続き、十分な感染防止対策を徹底した上での事業実施をお願いするとともに、適用期間終了後の事業運営及び利用者の通所への段階的な移行など併せてご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 特例適用期間

令和2年4月1日から令和2年7月31日まで。

感染状況等により適用期間の終了日を変更する場合は改めて通知することとする。

2 感染予防対策

- ・施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- ・感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。

以上

【お問い合わせ先】

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市役所障がい福祉課

TEL 0797-32-2043

FAX 0797-38-2160